

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

企 画 調 整 局

目 次

1. 令和3年度予算の概要	-----	1
2. 歳入歳出予算一覧表	-----	16
3. 歳入予算の説明	-----	18
4. 歳出予算の説明	-----	21
5. 債務負担行為	-----	25
6. その他の議案		
第1号議案 神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部 を改正する条例の件	-----	26
第2号議案 神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の件		29

1. 令和3年度予算の概要

(1) 総括

新型コロナウイルス感染症による危機は、今まで経験したことがない規模で拡大し続けており、外出や営業の自粛等、今もなお市民生活、経済活動に甚大な影響が生じています。阪神・淡路大震災から26年が経過し、市民の力の結集により復興した神戸は今、未来に向けて大きく変わります。しかし、「with コロナ」、「ポストコロナ」の時代においては、感染症やあらゆる災害等に対し、危機感を持って対応していく必要があります。

企画調整局では、新たな価値やスタイルに転換した取り組みを進め、ソフト・ハードの両面からより強いまちをつくるとともに、神戸の固有の魅力・都市ブランド力にさらに磨きをかけ、まちの質・くらしの質を一層高め、住み心地の良い、見違えるようなまちをめざします。

そのために、市政の基本的施策の企画立案や新たな行政課題への対応、施策の総合的・計画的な執行を確保するための事業調整等、各局と連携・協調しながら展開していきます。また、産学官民の連携により神戸医療産業都市の推進、新産業の創造、エネルギー政策の振興をはじめ、大学の誘致等これからの神戸の成長を支える様々なプロジェクトを新たな視点で推進していくとともに、女性活躍、多様な地域特性に応じた地域コミュニティ施策の推進等、協働と参画のまちづくりを進めていきます。

さらに、テクノロジーの実装・デジタル化の加速による市民生活の豊かさと利便性向上、経済活動の回復・成長等、CDO（チーフデジタルオフィサー）の指揮のもと、スマートシティの推進やデジタル戦略の強化により、持続可能な都市の実現に取り組んでいきます。

(2) 主要施策

1. 都市戦略の検討

新型コロナウイルス感染症により都市の果たす役割が大きく変化する中、「with コロナ」、「ポストコロナ」の時代も、多様な市民が活躍し、安全・安心に暮らし、持続可能なまちとして絶えず発展し続けるための政策を展開します。

(1) 神戸 2025 ビジョン（神戸創生戦略）の推進と政策調査 55,569

SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れて策定した「神戸 2025 ビジョン」（2021～2025 年）について、アンケート等各種調査や結果の分析等進行管理と市民への周知を行うとともに、社会の変化に対応した先進的取り組みについて政策調査を行います。

(2) 未来都市政策の推進

◎ ①王子公園の再整備 20,000

文教エリアとしてのポテンシャルを活かした地域ブランドの向上をめざすため、王子公園の再整備に向けた関連施設の調査検討等を行います。

②名谷エリアの活性化 21,000

躍動する多世代共生のまちをめざすため、名谷駅前の公共空間の利活用を通じて、エリアマネジメントの仕組みづくりを進めます。また、閉園した幼稚園を活用した「神戸名谷ワークラボ AOZORA」の利便性を向上させるための改修等を行います。

③垂水駅前のリノベーションの推進 84,000

垂水駅前のリノベーションの推進をはかるため、新垂水体育館への安全・安心でわかりやすい歩行者動線の整備を進めます。

④HAT 神戸の賑わいづくり 10,481

新たなシンボルアート作品設置を披露するイベントを兵庫県と合同で実施するほか、なぎさ公園内でキッチンカーの社会実験を実施し、HAT 神戸の賑わいづくりを進めます。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

⑤地下鉄海岸線の活性化 54,887

アーティスト・クリエイター等への活動拠点支援を行うほか、プロモーションWEBサイト「シタマチコウベ」を基盤とした地域の魅力発信等に取り組むとともに、「県立兵庫津ミュージアム（仮称）」の開館にあわせて周辺プロムナードの整備・美装化を進め、さらなる賑わいの創出をはかります。

また、中央卸売市場本場跡地について、海岸線の利用促進やまちの賑わいの観点から効果的な活用方針を調査・検討するほか、子育て世帯にやさしいまちをめざし、交通局との連携による「地下鉄海岸線中学生以下無料化社会実験」を引き続き実施します。

⑥新たな価値を創造する都市改造の実現 15,000

再整備等が予定されている公共施設等に対し、従来にない発想で大胆に再構築する「都市改造」の視点を持って、関係局および民間企業等との間での総合的な調整をはかるための調査・検討を実施します。

(3) エネルギー政策の推進

○ ①脱炭素社会をめざしたエネルギー政策の推進 79,020

水素スマートシティ神戸構想を推進するため、地元企業等が実施する先駆的な実証事業への支援を行うとともに、産学官からなる懇話会からの提案を実装化するなど、水素の利活用拡大に取り組みます。

また、再生可能エネルギーの導入に向けた実証事業を進めるとともに新たなCO₂吸収源の一つとして「ブルーカーボン」の可能性調査を実施し、持続可能な都市づくりをめざしていきます。

○ ②海洋産業振興の推進 42,000

海洋産業の振興に向けて、企業・学識者・関係機関を交えるネットワーク形成等を通じ、海洋ロボットや水産業へのIT活用等の幅広い分野における実証実験等、海のプロジェクトを推進します。

また、海洋人材の育成に関わる他団体とも連携し、海洋産業の人材育成・普及啓発を実施します。

○ (4) こうべ女性活躍プロジェクト・男女共同参画社会の実現 95,835

働きたい女性はその希望をかなえ、多様な働き方を選択しながらキャリアを築くことができる環境づくりに向けて、男女共同参画センター内に子どもと一緒に利用できるコワーキング・就活準備スペースを設置するほか、市内大学等と連携したりカレントプログラムや女性リーダー育成プログラム、中小企業向けワークショップ等を実施します。

(5) きめ細かで持続可能な交通環境の形成 37,800

客観的なデータの有効活用により移動需要を継続的に把握するとともに、移動需要に応じたバス路線を設定していくための「基本的な考え方」を交通局とともに策定し、適切な路線バスの設定、路線バスと小規模な交通手段との役割分担をはかることにより、日々変容する社会に柔軟に対応する、きめ細かで持続可能な交通環境の形成をめざします。また、自動運転をはじめとする新たなモビリティサービスの導入の実現に向けた地域や事業者に対する支援を行います。

(6) 都市戦略研究の推進 19,500

市のシンクタンクとして中長期的な都市戦略の調査研究機能を強化するため、体制の充実をはかりながら、有識者との連携により地域課題・行政課題に即応した調査・研究を行い、施策へとつなげていくほか、職員提案の施策化や職員の研究発表の場づくりに取り組むことで、職員の政策形成能力の向上をはかります。

(7) 広域行政・広域連携の推進 55,178

国や県からの事務移譲を適切に進めるとともに、「特別自治市」制度の法制化等に向け、指定都市市長会を通じた全国の指定都市との連携を深めます。

また、近隣市町をはじめとした都市間連携により、市域を越えた豊かで利便性の高い広域生活圏の構築を進めるほか、関西広域連合において府県域を越えた広域的な行政課題に取り組むことにより、関西全体の活性化をはかります。

2. 産学官民との「つなぐ」の推進による協働と参画のまちづくり

(1) 全ての子どもたちの未来を応援

◎ ①学びをつなぐリアル（対面）型学習支援 10,000

経済的に厳しい中学生を対象に、大学生講師が学習指導を行うとともに、将来の夢や目標を提示するリアル

（対面）型学習支援事業を企業や学校等と連携して実施します。あわせて、運営スタッフを公募し、新たな地域の担い手の発掘・育成をはかります。



(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎ ②子どもの生活状況調査の実施 10,000

子どもや家庭の生活・経済状態，将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態や施策の利用状況等を調査分析するとともに，専門的見地から子どもの貧困対策を進めるにあたっての課題や施策効果等を検証し，より効果的な政策を検討します。

◎ ③中高生の学習スペースの設置 12,000

市内の公共施設（文化センター・男女共同参画センター）の貸会議室等の空き時間帯を活用し，放課後や長期休業期間の平日を中心に無料で利用できる学習スペースを設置し，中高生が落ち着いて学習できる環境を整えます。

(2) 地域コミュニティ施策の推進

多様な地域特性に応じた地域コミュニティ施策を推進し，多世代交流等を通じた地域コミュニティの活性化を促進するとともに，今後の地域活動の場のあり方について検討します。

○ ①ふれあいのまちづくり助成の拡充 27,600

子育て世代の利用や多世代交流等を通じて地域コミュニティの活性化が促されるよう，ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域活動に対する助成制度を拡充します。

◎ ②地域福祉センターへの公衆Wi-Fiサービスの整備

94,956(うち2年度補正予算繰越72,375)

「with コロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動（接触機会を減らした活動）を実践するとともに，あらゆる世代がデジタルに触れ，活用できる基盤として，全ての地域福祉センターに公衆Wi-Fiを整備します。

◎ ③空き家等を活用した地域活動支援 5,000

子どもの居場所づくり事業に取り組む団体等が空き家等を活用する際に，その家賃経費の一部を助成するモデル事業を実施し，検証を行います。

(3) KOBE 学生地域貢献スクラム 30,000

社会課題や地域課題の解決を通じて地域での学生の育成を行うとともに，社会貢献活動への学生の継続的な参加を促進するため，「KOBE 学生地域貢献スクラム」を実施します。

(4) 大学発アーバンイノベーション神戸 50,000

「with コロナ」時代に直面する神戸市の地域課題・行政課題の解決や、高度人材の発掘・育成・循環の枠組みづくりを目的とし、若手研究者に対する研究活動経費助成制度（大学発アーバンイノベーション神戸）を実施します。

(5) 公民連携（PPP）の推進 26,700

市と事業者が対等なパートナーとして互いにメリットのある関係を築き、各々の強みを活かすことのできる効果的・効率的な公民連携を進めます。

また、民間事業者から市の行政課題解決につながる良質な提案を募って事業化を促進し、成果をWEB上で積極的に発信することで、さらなるPPPの推進に取り組みます。

◎ (6) 空き家おこし協力隊（モデル事業） 5,000

空き家所有者に対し積極的な活用を促すことを目的に、地域の信頼を得て活動ができる団体等を「空き家おこし協力隊」として委嘱し、隊員が空き家所有者と活用希望者を成約するまでトータルサポートするモデル事業に取り組みます。

3. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

◎ (1) デジタル戦略部の設置

人口減少時代においても持続可能な行政サービスを提供する「スマート自治体」の実現に向け、デジタル技術を利用した業務プロセスの変革および生産性の最大化を進めるDXを強力に推進するため、担当局長（CDO（チーフデジタルオフィサー））を新設するとともに、デジタル戦略部を設置します。

○ (2) スマートシティの推進 85,000

産学官が参加する神戸市スマートシティ推進協議会（仮称）を設立し、市民向けサービスの内容やビジネスモデル等で連携するデータの検討、情報保護規程のルール整備等を行うとともに、データ基盤（都市OS）の構築を行います。

また、デジタルサービスを一元的に閲覧・利用するための市民向けポータルサイトを開設し、市民の利便性・QOL向上や新規の産業・雇用の創出による経済活性化につながる新たな価値・サービスの創出に取り組みます。

さらに、市内でAI・IoTを活用した技術実証・実装に取り組む事業者の公募・支援を行う「Be Smart KOBE」を推進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎ (3) 行政手続きのスマート化にかかる基盤整備

160,899 (うち2年度補正予算繰越 146,080)

市民が操作しやすい機能を持ったオンライン申請等のプラットフォームを構築し、行政のスマート化を推進させるほか、高齢者のデジタルリテラシー向上支援や公金収納のキャッシュレス化、基幹系システムの端末共通化による職員の事務効率化に取り組みます。

(4) データに基づく政策立案 102,293

各種統計調査を実施するとともに、地理情報システム(GIS)を活用し、行政データを市民にわかりやすく提供します。さらに、庁内データ連携基盤の運用を行い、客観的データに基づく政策立案(EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング))を推進します。

(5) ICT戦略の推進

○ ① ICT等を活用した働き方改革等の推進 749,014

時間や場所の制約のない働き方を実現するため、テレワークやペーパーレスに取り組むとともに、業務のデジタル化を推進し、生産性のさらなる向上に取り組まします。

○ ② 社会保障・税番号制度の運用 989,301 (うち2年度補正予算繰越 103,783)

市民の利便性向上や効率的な行政サービスの提供に向け、引き続き行政機関間の情報連携システムを、情報セキュリティを確保しつつ安定的に運用します。

また、マイナンバーカードを利用した市民サービスの向上に取り組むとともに、マイナンバーカードの交付を促進します。

○ ③ 庁内 ICT基盤の整備・運用 1,770,632 (うち2年度補正予算繰越 47,000)

モバイルワーク等の働き方改革を下支えする庁内 ICT基盤の効率的・安定的な運用に努めるとともに、庁内電話をモバイル化して運用するほか、情報セキュリティ対策や ICTを活用するための環境の整備を進めます。

4. 都市魅力の創造・発信

○ (1) 都市プロモーションの推進 86,150

東京圏の移住希望者が多く訪れる「ふるさと回帰支援センター」内の神戸市の相談ブースにてワンストップで相談対応するほか、移住情報WEBサイトでの発信や不動産関連事業者と連携したプロモーションの実施等、神戸の暮らしの魅力を発信しさらなる移住の促進をはかります。

また、「神戸版地域おこし協力隊」を継続するとともに、SNSを活用したコミュニケーション型の情報発信、子ども向け社会体験アプリの活用や里山体験イベント等により、東京事務所において東京圏在住者と神戸との関係性を深める取り組みを実施します。

さらに、多様な働き方の普及に向け、郊外の宿泊施設や飲食店等と連携したコワーキングスペースの設置を促進するとともに、「with コロナ」時代の仕事と休暇を両立する新しい働き方「ワーケーション」について、副業・兼業と組み合わせた神戸独自のスタイルを構築します。

(2) こどもの創造的学びの推進 4,500

KIITO（デザイン・クリエイティブセンター神戸）に、新たに「こどもの創造的学び」の体験や情報を集積・発信する拠点を設けるとともに、企業等のこどもの創造性を育む活動への助成を行います。

(3) 「デザイン都市・神戸」の推進

①「デザイン都市・神戸」の発信 3,450

デザインを身近に感じられるイベントや講座等を開催し、デザインによる市民の豊かなくらしを創出します。また、ユネスコ創造都市等、様々なネットワークを活用した国内外の都市への発信や、連携・交流事業を推進します。

②KIITOの運営 420,369（うち2年度予算繰越 305,261）

KIITOの運営を通じ、多様な人材の育成や市民の創造性向上に寄与するとともに、都心・ウォーターフロントエリアの周辺施設との連携により、エリア全体の活性化につながる活動を進めます。

③職員・組織のデザイン力の向上 6,300

デザインの専門家であるクリエイティブディレクターを中心に、市の事業に「+ design」の視点を取り入れ、その効果を高めます。また、職員の実践的なデザイン力の向上をはかり、デザインを活用した課題解決に取り組みます。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎ ④まちのデザインの推進 10,000

まちなかに設置されるサインをはじめ、「まちなか空間整備に関する指針」を作成するとともに、駅前再整備や設定するモデル地区において空間の再整備を行い、神戸らしいまちなか空間の創出を推進します。

(4) 神戸市外国語大学のブランド強化 1,229,000

模擬国連活動や国際理解教育を核とする「神戸グローバル教育センター」の令和3年度設立や、将来中国語通訳として活躍できる人材を育成するプログラムの設置に向けた検討等、魅力向上に向けた取り組みを支援します。

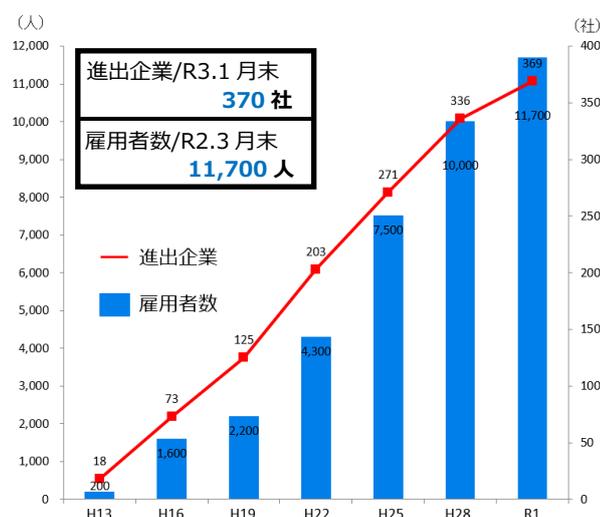
さらに、神戸市外国語大学に通う学生や教員が、神戸三宮阪急ビルに開設される「ANCHOR KOBE」を活用し、他大学等との交流を展開します。

また、国が実施する高等教育の修学支援制度に則り、一定の所得水準の学生を対象に入学金・授業料を減免するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として拡充した大学独自の授業料等減免制度を引き続き実施します。

5. 神戸医療産業都市の推進

神戸医療産業都市は370社・団体が集積する国内最大級のバイオメディカルクラスターへ成長しています。

令和3年度は、デジタルヘルス分野の研究開発の推進、「富岳」を中核としたスーパーコンピューティング拠点形成の促進、産学官連携による医療機器開発のエコシステム形成に向けて取り組みます。

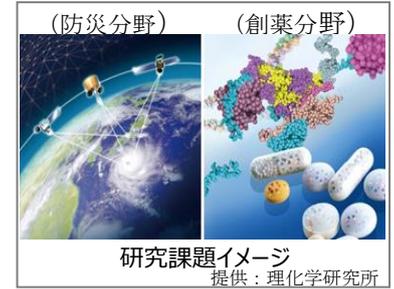


◎ (1) 神戸デジタルヘルス推進事業 10,000

ヘルスケア分野等、様々な企業等との連携が可能な神戸医療産業都市の強みを活かし、企業ニーズを踏まえたヘルスケア関連データの取得等により、デジタルヘルス分野の研究開発の促進に取り組みます。

(2) **スーパーコンピューティング拠点形成の促進** 116,080

スーパーコンピュータの利活用を促進するとともに、令和3年度に共用開始の「富岳」や地域に貢献する研究・人材育成事業への支援により、世界最高水準のスーパーコンピューティング拠点の形成を促進します。



(3) **神戸未来医療構想の推進（地方大学・地域産業創生交付金事業）** 265,400

神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センターに設置したリサーチホスピタルにおいて、産学官連携により、国産初の手術支援ロボット「hinotori」を核として、AIや5G等の先端技術を活用した医療機器の研究開発、医工連携人材の育成を行い、神戸発の革新的な医療機器を創出するエコシステムの形成を促進し、地方創生を実現します。

(4) **神戸リサーチコンプレックス推進事業** 9,182

「健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックス」から生まれた「健康関数」、「市民PHR」等の研究成果を事業化に向けて発展させるとともに、ヘルスケア産業を創出するプラットフォームを構築し、その成果を市民・社会に還元することをめざします。

(5) **スタートアップエコシステム構築事業** 73,019

全国から集まるライフサイエンス分野のスタートアップ向け活動拠点「スタートアップ・クリエイティブラボ（SCL）」の運営支援をはじめ、スタートアップの集積や成長に資する支援を提供し、企業・研究機関・病院とともに健康・医療に関するイノベーションを創出するエコシステムを構築します。

(6) 「（公財）神戸医療産業都市推進機構」への支援

① **研究開発の推進** 833,000

神戸医療産業都市推進機構の研究開発支援基金の造成および次世代医療開発センターで行われる新たな研究への支援を通じて、研究基盤の強化をはかるとともに、進出企業・団体間で実施される共同研究を支援し、クラスター内の連携・融合によるイノベーションの創出を促進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

②都市運営・広報機能の構築 113,852

進出企業・団体が取り組む操業環境向上や人材育成等への支援，市民への最適な医療の提供に向けた病院連携を促進します。また，市民をはじめ国内外への効果的な情報発信により，神戸医療産業都市の認知度向上と企業誘致につなげます。

③産学官医連携による事業化の推進 375,544

高い技術やシーズを有する企業・研究機関・大学と多様なニーズを有する病院との連携を強化し，健康・医療分野における神戸発の製品やサービスの開発を促進するとともに，事業化支援に取り組みます。

(7) 介護ロボット等開発・導入促進事業 15,000

福祉局と共同で，神戸医療産業都市への進出企業等の協力により介護保険事業所が介護ロボットやICT機器等を体験導入する機会を提供し，業務の効率化や職員の負担軽減に向けた取り組みを支援します。また，介護ロボット等の開発や介護保険事業所への導入を促進するため，企業と介護保険事業所の双方から相談を受ける窓口を開設します。

(8) 神戸医療産業都市への企業誘致の推進 41,494

国内で開催される医療関連の展示会への出展や各種セミナーの実施，また，企業訪問等を通じて神戸医療産業都市の魅力を発信することにより，医療関連企業の誘致を進めます。

(9) 国際医療交流の推進 15,000

神戸医療産業都市の目的のひとつである「アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献」を果たすため，神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センターに設置した窓口を活用して，海外患者の受け入れを行います。また，友好都市の天津市等のネットワークを活用しながら，国際医療交流を進めます。

(10) WHO 神戸センターへの運営支援 123,009

認知症や健康寿命延伸，高齢化に関する研究，災害時の保健データの収集・管理に関する研究等を行っている WHO 神戸センターの運営を支援します。

(11) 中核施設の運営支援 476,231

日本最大級のバイオメディカルクラスターへと成長した神戸医療産業都市における中核施設の運営を支援します。

6. 新産業の育成・集積

I Tを活用したスタートアップ（成長型起業家）は、これまでにない柔軟な発想により、未知の製品やサービスを創造し、社会全体を変えうるインパクトを持っています。新たに民間人材として総括イノベーション専門官を配置し、スタートアップをはじめとした新産業を育成する環境を整備することにより、優れた人材が多く神戸に集まり、発展的な活動が行われ、神戸の地域社会や経済に新しい風を吹き込むイノベーション創出環境を構築します。

○ (1) グローバル規模でのスタートアップ支援プログラムの展開 54,000

シリコンバレーを中心に世界的に活動するアクセラレーター（スタートアップの育成支援団体）である「500 Startups」と引き続き連携をはかりながら、プログラムの見直しを行ったうえで、オンラインによる成長プログラムを実施します。また、グローバル規模のメンターシッププログラムを新たに実施し、より多くのスタートアップに支援を提供するとともに、優秀なスタートアップおよび支援者との関係構築強化をめざします。

◎ (2) エンジニアや起業家等の若手人材育成 14,250

プログラミングを学ぶ高校生・大学生等の若年層を対象に、コミュニティ形成や世界的な育成プログラムへの参加支援、スタートアップへのインターンシップにつながる機会を提供することにより、全国的に不足しているエンジニア人材の増加をはかり、市内の起業およびスタートアップ業界全体の活性化をめざします。

また、大学生等を対象に、神戸にゆかりのある起業家等を講師とするシリーズ講座や海外派遣プログラムを実施し、将来の起業家候補の裾野拡大をめざします。

(3) 官民一体型新ビジネス創出事業（アーバンイノベーション神戸）の実施 51,800

起業家の発掘・育成と社会課題解決を実現すべく、本市が抱える地域・行政課題に対してスタートアップと行政職員が協働で解決手法の創出・ビジネス展開をめざす「アーバンイノベーション神戸」を実施します。また、先進的な取り組みを広く発信するため、「GovTech サミット」を開催します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

(4) UNOPS グローバル・イノベーションセンターとの連携 17,672

国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) によるSDGs上の国際的な課題の解決をめざすインキュベーション施設 (GIC Japan) と連携した、市内企業を中心とするSDGsセミナーや海外展開支援プログラムを実施します。地元起業家をはじめ首都圏や海外からのスタートアップの集積をはかるとともに、世界規模の課題への挑戦、国連調達をめざせるまちとしてのブランド力の強化を行います。

○ (5) スタートアップの集積促進および施策の情報発信 91,084

神戸でのスタートアップの集積およびイノベーション創出拠点の整備を促進するため、兵庫県と協調し補助を行うとともに、国の拠点都市として選定された京阪神で連携し、スタートアップ支援を強化します。

また、神戸市のスタートアップ支援施策を一体的に発信する総合サイトにより、起業家やスタートアップとの関係構築を強化するとともに、東京に「チーフ・エバンジェリスト」を引き続き配置し、首都圏に向けた情報発信や企業開拓等の創出を行います。

(6) ビジネススクエア「ANCHOR KOBE」の開設 31,340

スタートアップや医療産業都市進出企業、神戸の地場ものづくり企業、大学等の様々な知が集結・交流し、イノベーションの創出や新たな連携促進を目的としたビジネススクエア「ANCHOR KOBE」を神戸三宮阪急ビルに開設します。産学官連携を基盤にした実践的なプログラムにより業界の垣根を越え、神戸発のイノベーション創出をめざします。

(7) シアトル・シリコンバレー拠点を活用した経済交流 41,242

米国西海岸のIT分野関連企業等との経済・人材交流を目的として設置した「神戸シアトルビジネスオフィス」において、併設する兵庫県ワシントン州事務所と連携をはかりながら、ビジネス交流を促進します。

また、「シリコンバレーオフィス」においては、職員を常駐させ、米国IT企業・スタートアップの誘致活動や日本のスタートアップの米国進出支援を強化します。

(8) 就職氷河期世代の支援 50,000

コロナで雇止めになった方および就職氷河期世代を支援するため、SNSとAIを活用したキャリアカウンセリング・キャリアアップサポート事業を引き続き実施します。

7. 企業誘致等の推進

産業団地への企業集積が堅調に進む中、インセンティブも活用しながらオフィス等への企業誘致に積極的に取り組みます。

また、成長が期待されるアフリカとの経済交流を引き続き促進します。

(1) 都心エリア等への企業誘致の強化 179,872

不動産事業者等と連携しながら、都心エリアにおける最新の市況を把握し、情報収集・発信に取り組むとともに、オフィス賃料等補助制度を活用し、積極的に企業誘致を推進します。

(2) 企業誘致の推進 236,450

民間ノウハウを活用した情報収集や情報発信に努め、引き続き産業団地への税軽減等のインセンティブを活用するとともに、関係機関との連携をはかり、成長が期待できる戦略産業等の誘致を進めます。

(3) 外国・外資系企業の誘致 24,969

医療、IoT、AI、スマートエネルギー等の成長分野で世界をリードする技術革新が進む欧州企業を誘致するため、企業誘致のための欧州オフィス（ドイツ・フランクフルト）「Wirtschafts-Offensive Kobe (WOKobe)」での誘致活動およびこれと連携した国内での誘致活動を通じて、外国・外資系企業の誘致に取り組みます。

(4) アフリカとの連携・交流事業 5,500

アフリカ地域において、市内企業の新たなビジネス機会を創出するため、国内でのビジネスセミナー等を開催するとともに、市内企業の訪問団による現地派遣等、さらなる経済交流を促進します。

8. 市政課題への対応

(1) 教育連携の取り組み

①教育連携事業 1,762

教育大綱の実現やいじめ問題再調査委員会の提言に関する検証・評価に取り組むため、総合教育会議の開催等を通じて、教育委員会と市長部局の連携をより一層強化します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎ ②Stanford e-Kobe の開講 4,500

本市教育ブランドの向上，少子化時代における市立高校の特色化，多様な教育機会の創出を目的として，スタンフォード大学と連携し，同大学が実施するオンラインのグローバル人材育成プログラムを市立高校の生徒向けにカスタマイズした特別プログラム「Stanford e-Kobe」を実施します。

○ (2) 外郭団体改革の推進 20,000

外郭団体の新たなマネジメント方策として，団体の自律的なガバナンス体制の確保に加え，外部の専門家による経営状況等の調査や，団体の事業目的・内容等と市政の方向性の共有・確認をしていくことで，経営体質の改善をはかります。

2. 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
17 使用料及手数料		9,708
	1 使用料	9,677
	2 手数料	31
18 国庫支出金		1,212,309
	2 補助金	1,212,276
	3 委託金	33
19 県支出金		139,296
	2 補助金	61,482
	3 委託金	77,814
20 財産収入		220,157
	1 財産運用収入	220,157
21 寄附金		246,938
	1 寄附金	246,938
22 繰入金		70,372
	2 基金繰入金	70,372
24 諸収入		470,899
	5 貸付金元利収入	22,533
	7 雑収入	448,366
25 市債		471,000
	1 市債	471,000
合 計		2,840,679

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		7,253,899
	1 総 務 費	223,339
	2 企 画 費	7,030,560
3 市 民 費		909,725
	1 市 民 費	909,725
4 民 生 費		32,000
	3 こ ど も 家 庭 費	32,000
6 環 境 費		79,020
	1 環 境 総 務 費	79,020
7 商 工 費		801,094
	1 商 工 振 興 費	791,874
	2 貿 易 観 光 費	9,220
13 教 育 費		1,230,250
	10 外 国 語 大 学 費	1,230,250
合 計		10,305,988

3. 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	9,708	9,351	357	
1 使用料	9,677	9,320	357	
2 市民使用料	9,677	9,320	357	
1 ふたば学舎	780	780	-	○建物使用料等
3 男女共同参画センター	6,877	6,877	-	○セミナー室等
9 丸山コミュニティーセンター	1,922	1,565	357	○会議室等
12 地域福祉センター	98	98	-	○土地使用料等
2 手数料	31	31	-	
3 市民手数料	31	31	-	
2 地縁団体証明等	31	31	-	○地縁団体証明書等発行
18 国庫支出金	1,212,309	1,013,788	198,521	
2 補助金	1,212,276	1,013,788	198,488	
1 総務費補助	1,106,690	935,288	171,402	
1 社会保障・税番号制度対応補助	780,164	564,560	215,604	○社会保障・税番号制度対応
2 文化芸術振興費補助	9,000	10,000	△1,000	○クロスメディアイベント開催支援
5 地方創生推進交付金	316,740	360,728	△43,988	○地方創生の推進
8 地域女性活躍推進事業費補助	786	-	786	○女性活躍の推進
2 民生費補助	4,250	-	4,250	
3 児童福祉費補助	4,250	-	4,250	○リアル（対面）型学習支援等
5 商工費補助	54,086	78,500	△24,414	
1 地方創生推進交付金	54,086	78,500	△24,414	○地方創生の推進
8 都市計画費補助	45,000	-	45,000	
1 調査費補助	45,000	-	45,000	○垂水駅前のリノベーションの推進
9 住宅費補助	2,250	-	2,250	
1 公営住宅建設事業等推進費補助	2,250	-	2,250	○空き家おこし協力隊のモデル実施
3 委託金	33	-	33	
2 民生費委託金	33	-	33	
5 人権啓発活動委託金	33	-	33	○人権啓発活動地方委託金
19 県支出金	139,296	1,364,202	△1,224,906	
2 補助金	61,482	618,983	△557,501	
1 総務費補助	59,832	616,608	△556,776	
1 地域活性化雇用創造プロジェクト補助	20,686	68,130	△47,444	○神戸医療産業都市の推進
2 ひょうご地域創生交付金	39,146	48,478	△9,332	○地方創生の推進
△ 行政調査費補助	-	500,000	△500,000	
2 市民費補助	-	725	△725	
△ 地域女性活躍推進事業費補助	-	725	△725	
5 商工費補助	1,650	1,650	-	
2 ひょうご地域創生交付金	1,650	1,650	-	○地方創生の推進
3 委託金	77,814	745,219	△667,405	
1 総務費委託金	77,814	745,219	△667,405	
1 基幹統計等委託金	77,814	745,219	△667,405	○経済センサス活動調査等

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 収 入	220,157	226,321	△6,164	
1 財 産 運 用 収 入	220,157	226,321	△6,164	
1 貸 地 料	159,057	158,962	95	
3 一 般 土 地	159,057	158,962	95	○神戸医療産業都市の中核施設等
2 貸 家 料	3,886	6,204	△2,318	
7 一 般 建 物	3,886	6,204	△2,318	○神戸名谷ワークラボ賃料等
3 投 資 財 産 収 入	21,500	21,500	-	
1 株 式 配 当 金	21,500	21,500	-	○株式配当金
4 其 他 財 産 運 用 収 入	35,714	39,655	△3,941	
1 通 信 設 備	35,714	39,655	△3,941	○光ファイバー芯線貸付
21 寄 附 金	246,938	223,078	23,860	
1 寄 附 金	246,938	223,078	23,860	
2 其 他 寄 附	246,938	223,078	23,860	
3 企 画 調 整 局	246,938	217,938	29,000	○研究開発支援基金の造成等
△ 市 民 参 画 推 進 局	-	5,140	△5,140	
22 繰 入 金	70,372	659,612	△589,240	
2 基 金 繰 入 金	70,372	659,612	△589,240	
1 基 金 繰 入 金	70,372	659,612	△589,240	
1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入	-	155,100	△155,100	
3 市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	2,500	5,000	△2,500	○クロスメディアイベント開催支援
6 環 境 事 業 基 金 繰 入 金	61,200	61,200	-	○水素実証事業への支援
13 奨 学 金 返 還 支 援 基 金 繰 入 金	6,672	312	6,360	○奨学金返還支援事業
△ 地 方 創 生 拠 点 整 備 基 金 繰 入	-	438,000	△438,000	
24 諸 収 入	470,899	237,392	233,507	
5 貸 付 金 元 利 収 入	22,533	22,533	-	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	22,533	22,533	-	
3 関 空 2 期 無 利 子 貸 付 金	22,533	22,533	-	○貸付金元金償還金
7 雑 入	448,366	214,859	233,507	
5 償 還 金	27	32	△5	
4 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	17	17	-	○自動販売機償還金
6 丸 山 コ ミ ュ ニ テ イ ・ セ ン タ ー	10	15	△5	○自動販売機償還金
6 受 講 料	13,185	13,185	-	
2 市 民 講 座	13,185	13,185	-	○神戸婦人大学受講料
9 雑 入	435,154	201,642	233,512	
4 企 画 調 整 局	435,154	200,323	234,831	○複写サービス各局負担金等
△ 市 民 参 画 推 進 局	-	1,319	△1,319	

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
25 市	471,000	1,116,000	△645,000	
1 市	471,000	1,116,000	△645,000	
4 土 木	53,000	30,000	23,000	
1 道路整備事業公債	7,000	-	7,000	○兵庫運河周辺地域の活性化
2 公園整備事業公債	37,000	-	37,000	○垂水駅前のリノベーションの推進
4 海岸保全事業公債	9,000	30,000	△21,000	○兵庫運河周辺地域の活性化
8 教 育	211,000	97,000	114,000	
1 学校教育施設整備事業公債	211,000	97,000	114,000	○神戸市外国語大学施設改修
9 其 他	207,000	989,000	△782,000	
2 庁舎等整備事業公債	-	130,000	△130,000	
3 区総合庁舎整備事業公債	32,000	-	32,000	○西区役所ネットワーク整備
4 文化施設等整備事業公債	169,000	384,000	△215,000	○地域福祉センター整備等
5 商工施設等整備事業公債	6,000	475,000	△469,000	○神戸臨床研究情報センター設備更新
合 計	2,840,679	4,849,744	△2,009,065	

4. 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
2 総 務 費	7,253,899	10,046,109	△2,792,210	1,285,133	100,000	837,572	5,031,194
1 総 務 費	223,339	146,995	76,344	130,876	—	—	92,463
1 職 員 費	165,179	115,771	49,408	121,876	—	—	43,303
10 東京事務所費	58,160	31,224	26,936	9,000	—	—	49,160
2 企 画 費	7,030,560	9,899,114	△2,868,554	1,154,257	100,000	837,572	4,938,731
1 事務機械費	3,384,983	2,773,715	611,268	672,274	32,000	359,950	2,320,759
2 総合調査費	10,969	17,410	△6,441	—	—	—	10,969

第2款 総務費

第1項 総務費

第1目 職員費

165,179 千円

本目は、職員の給料等に要する経費です。

1 会計年度職員への給料等

165,179 千円

第10目 東京事務所費

58,160 千円

本目は、東京事務所の管理運営等に要する経費です。

1 事務所の管理・運営，情報収集等

11,010 千円

2 東京プロモーション事業等

47,150 千円

第2項 企画費

第1目 事務機械費

3,384,983 千円

本目は、庁内情報システムの運用・維持管理等に要する経費です。

1 行政手続きのスマート化にかかる基盤整備

14,819 千円

2 データに基づく政策立案

12,000 千円

3 ICT等を活用した働き方改革等の推進

749,014 千円

4 社会保障・税番号制度の運用

885,518 千円

5 庁内ICT基盤の整備・運用

1,723,632 千円

第2目 総合調査費

10,969 千円

本目は、市政の総合調査等に要する経費です。

1 神戸2025ビジョン（神戸創生戦略）の推進

10,969 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費							
3 行政調査費	3,562,270	6,406,084	△2,843,814	415,898	68,000	477,572	2,600,800
4 統計調査費	72,338	701,905	△629,567	66,085	—	50	6,203
3 市 民 費	909,725	1,099,540	△189,815	4,819	160,000	40,544	704,362
1 市 民 費	909,725	1,099,540	△189,815	4,819	160,000	40,544	704,362
6 地域活動 振 興 費	813,890	977,171	△163,281	—	148,000	18,791	647,099

第3目 行政調査費

3,562,270 千円

本目は、新たな都市づくりに向けての行政調査および事務事業の調査・調整に要する経費です。

1 都市戦略の検討	404,446 千円
2 産学官民との「つなぐ」の推進による協働と参画のまちづくり	111,700 千円
3 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	102,955 千円
4 都市魅力の創造・発信	172,358 千円
5 神戸医療産業都市の推進	2,466,811 千円
6 市政課題への対応	26,262 千円
7 事務費等	277,738 千円

第4目 統計調査費

72,338 千円

本目は、各種統計調査の実施並びに統計資料の収集、解析および刊行等に要する経費です。

1 基幹統計調査	66,085 千円
2 統計資料整備・刊行等	6,253 千円

第3款 市民費

第1項 市民費

第6目 地域活動振興費

813,890 千円

本目は、地域活動の振興に要する経費です。

1 地域コミュニティ施策の推進	813,890 千円
-----------------	------------

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
3 市 民 費							
1 市 民 費							
8 男 女 共 同 参 画 費	95,835	122,369	△26,534	4,819	12,000	21,753	57,263
4 民 生 費	32,000	—	32,000	4,250	—	—	27,750
3 こども家庭費	32,000	—	32,000	4,250	—	—	27,750
1 こども総務費	32,000	—	32,000	4,250	—	—	27,750
6 環 境 費	79,020	84,350	△5,330	1,667	—	61,200	16,153
1 環 境 総 務 費	79,020	84,350	△5,330	1,667	—	61,200	16,153
2 環 境 総 務 費	79,020	84,350	△5,330	1,667	—	61,200	16,153

第8目 男女共同参画費

95,835 千円

本目は、男女共同参画社会の実現に要する経費です。

1 こうべ女性活躍プロジェクト・男女共同参画社会の実現

95,835 千円

第4款 民生費

第3項 こども家庭費

第1目 こども総務費

32,000 千円

本目は、子ども・子育て支援施策の総合的推進等に要する経費です。

1 全ての子どもたちの未来を応援

32,000 千円

第6款 環境費

第1項 環境総務費

第2目 環境総務費

79,020 千円

本目は、エネルギー政策の推進等に要する経費です。

1 脱炭素社会をめざしたエネルギー政策の推進

79,020 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 商 工 費	801,094	1,243,350	△442,256	55,736	—	67,758	677,600
1 商 工 振 興 費	791,874	1,234,130	△442,256	55,736	—	67,758	668,380
3 商 工 振 興 費	791,874	1,234,130	△442,256	55,736	—	67,758	668,380
2 貿 易 観 光 費	9,220	9,220	—	—	—	—	9,220
1 貿 易 振 興 費	9,220	9,220	—	—	—	—	9,220
13 教 育 費	1,230,250	1,257,906	△27,656	—	211,000	11,000	1,008,250
10 外 国 語 大 学 費	1,230,250	1,257,906	△27,656	—	211,000	11,000	1,008,250
1 運 営 推 進 費	1,230,250	1,257,906	△27,656	—	211,000	11,000	1,008,250

第7款 商工費

第1項 商工振興費

第3目 商工振興費

791,874 千円

本目は、新産業の育成・集積、企業誘致の推進等に要する経費です。

1 新産業の育成・集積	351,388 千円
2 企業誘致等の推進	437,571 千円
3 事務費等	2,915 千円

第2項 貿易観光費

第1目 貿易振興費

9,220 千円

本目は、外国・外資系企業の誘致に要する経費です。

1 外国・外資系企業の誘致	9,220 千円
---------------	----------

第13款 教育費

第10項 外国語大学費

第1目 運営推進費

1,230,250 千円

本目は、外国語大学運営支援に要する経費です。

1 外国語大学運営支援	1,229,000 千円
2 事務費	1,250 千円

5. 債務負担行為

(単位：千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国 支 出	県 金	市 債	その他 特定財源
マイナンバーカード交付円滑化	令和3～4年度	460,000	460,000	—	—	—
I C T ガ バ ナ ン ス 支 援 事 業	令和3～4年度	13,000	—	—	—	13,000
基幹系システム端末共通化	令和3～7年度	18,000	—	—	—	18,000
情報セキュリティ対策	令和3～4年度	4,000	—	—	—	4,000
次期サーバ仮想化基盤等構築・運用	令和3～9年度	2,296,000	—	—	—	2,296,000
スマート手続プラットフォーム整備	令和3～7年度	333,000	—	—	—	333,000
グループウェア等構築・運用	令和3～5年度	30,000	—	—	—	30,000
庁内電話最適化	令和3～7年度	204,000	—	—	—	204,000
印刷環境最適化	令和3～7年度	1,252,000	—	—	—	1,252,000
働き方改革推進事業	令和3～5年度	12,000	—	—	—	12,000
庁内I C T 環境再構築	令和3～8年度	1,145,000	—	—	—	1,145,000
庁舎等借上料	令和3～5年度	16,000	—	—	—	16,000
令和3年度神戸医療産業都市 推進機構損失補償	令和3～4年度	3,300,000	—	—	—	3,300,000
神戸臨床研究情報センター改修	令和3～4年度	92,000	—	41,000	—	51,000
地域福祉センター整備	令和3～4年度	364,000	—	301,000	—	63,000
CO2フリー水素供給システム構築	令和3～4年度	62,000	—	—	62,000	—
U N O P S G I C 運 営 支 援	令和3～4年度	19,000	—	—	—	19,000
知的交流拠点整備事業	令和3～8年度	73,000	—	—	73,000	—

6. その他の議案

第 1 号議案

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例、 <u>規則</u> （地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び <u>条例に基づく規則</u> （地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和

号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。) 及び要綱(本市が,自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり,本市の機関が,諾否の基準(当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。),合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。)をいう。

(2)～(11) [略]

(手続等の周知)

第7条 市長は,本市の機関等がこの条例の規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ,又は行うこととするときは,あらかじめ, その旨をインターネットの利用,印刷物の配布その他の方法により周知するものとする。

27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。

(2)～(11) [略]

(手続等の告示)

第7条 市長は,本市の機関等がこの条例の規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ,又は行うこととするときは,あらかじめ, その旨を告示するものとする。

附 則

この条例は令和3年4月1日から施行する。

理 由

情報通信技術を活用した行政を推進するに当たり,条例を改正する必要がある

ため。

第 2 号議案

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の件

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年 3 月条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法 <u>第 10 条 第 4 項</u> の補正) 第 5 条 法 <u>第 10 条 第 4 項</u> に規定する 条例で定める軽微なものは、申請内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。 2 申請者は、法 <u>第 10 条 第 4 項</u> の規定による補正を行おうとするときは、規則で定める補正書を市長に提出しなければならない。 3, 4 [略]	(法 <u>第 10 条 第 3 項</u> の補正) 第 5 条 法 <u>第 10 条 第 3 項</u> に規定する 条例で定める軽微なものは、申請内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。 2 申請者は、法 <u>第 10 条 第 3 項</u> の規定による補正を行おうとするときは、規則で定める補正書を市長に提出しなければならない。 3, 4 [略]

(設立登記の完了の届出)

第6条 [略]

2 [略]

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 [略]

2 [略]

(合併登記の完了の届出)

第21条 [略]

2 [略]

(役員報酬規程等の提出)

第27条 法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定める提出書を添付して行わなければならない。

(設立登記の完了の届出)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書には、法第10条第1項の規定に基づく認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 [略]

2 [略]

3 第1項の定款の変更が法第25条第3項の規定に基づく認証を受けたものである場合は、第1項の提出書には、その認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書には、法第34条第3項の規定に基づく認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第27条 法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類 (法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がないときには、その旨を記載した書類) の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、

<p>2 [略]</p> <p>(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)</p> <p>第38条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び<u>第5項並びに法第54条第4項</u>(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の縦覧等とする。</p>	<p>規則で定める提出書を添付して行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)</p> <p>第38条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の縦覧等とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号。次項において「改正法」という。)の施行の日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市特定非営利活動促進法施行条例(以下この項において「新条例」という。)第27条第1項(新条例第31条において準用する場合を含む。)の規定は、改正法による改正後の特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類の提出について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類の提出については、なお従前の例による。

理 由

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。